

東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針

〈案〉

平成30（2018）年10月

東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会

～はじめに～

神宮外苑地区では、平成25（2013）年6月に神宮外苑地区地区計画が定められ、縁豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、世界に誇れるわが国のスポーツの拠点（スポーツクラスター）の形成を実現することを目標に、まちづくりが進められている。

このうち、秩父宮ラグビー場や明治神宮球場等の存する区域について、都は、平成27（2015）年4月に関係権利者と締結した基本覚書に基づき協議を進め、本年3月、まちづくりの検討にかかる基本的な考え方や今後の取組等について、確認書を取り交わした。

これを踏まえて、都は、今後のまちづくりの方向性等を検討するため、本年4月に「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」（以下「本検討会」という。）を設置した。

本検討会は、神宮外苑地区の歴史的経緯や位置付け、地区の現状と課題等について整理を行うとともに、関係権利者による検討状況についてヒアリングを行った。

それらを踏まえ、東京2020大会後に民間が主体となって進めるまちづくりについて、目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等を検討し、まちづくりの指針（素案）として取りまとめ、8月31日から9月29日までの30日間パブリックコメントを実施した。

その結果、76通の意見提出があり、これらの意見等も参考にしながら、さらに検討を加え、このたび、本検討会において、「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針（案）」を取りまとめた。

～ 目 次 ～

はじめに

第1章 指針策定の背景と目的	1
1 背景・経緯	1
2 指針の目的と位置付け	5
3 指針の対象区域	6
第2章 東京2020大会後のまちづくりの方向性	7
1 地区の現状と位置付け	7
(1) スポーツ環境・土地利用	7
(2) みどりとオープンスペース	9
(3) 交通ネットワーク	11
(4) 歴史・文化資源	12
(5) 防災	13
2 まちづくりの目標	14
3 まちづくりの誘導方針	18
(1) 土地利用の方針	18
(2) スポーツ環境の方針	20
(3) みどりとオープンスペースの方針	20
(4) 交通ネットワークの方針	23
(5) 景観形成の方針	25
(6) 防災の方針	27
(7) エリアマネジメントの方針	28
第3章 公園まちづくり制度の活用要件	29
1 公園まちづくり制度の概要	29
2 神宮外苑地区における活用要件	31
巻末資料	
1 歴史的経緯	巻末資料-1
2 都市計画	巻末資料-3
3 上位計画	巻末資料-4

第1章 指針策定の背景と目的

1 背景・経緯

神宮外苑は、歴史的にも、国にとっても、東京のまちづくりにとっても極めて重要な場所である。

大正9（1920）年に創建された内苑は、御神木を中心とした森嚴莊重を維持する一方、外苑は、体力の向上や心身の鍛錬の場、文化芸術の普及の拠点として、緑地や文化スポーツ施設の提供を通じて、できる限り多くの人々に開放し、内外苑相まって、神宮の境域をなすことを趣旨として、大正15（1926）年に創建された。

その後、学生野球の聖地である明治神宮球場（大正15（1926）年竣工）をはじめ、秩父宮ラグビー場（昭和22（1947）年竣工）、東京体育館（昭和29（1954）年竣工、平成2（1990）年全面改築）、国立霞ヶ丘競技場（昭和33（1958）年竣工、昭和38（1963）年拡張工事）などが整備され、昭和39（1964）年オリンピック時には多くの施設が使用されるなど、日本を代表するスポーツ施設が集積し、これまで、様々な社会状況の変化の中にあっても、一貫してスポーツの拠点として整備が進められている。

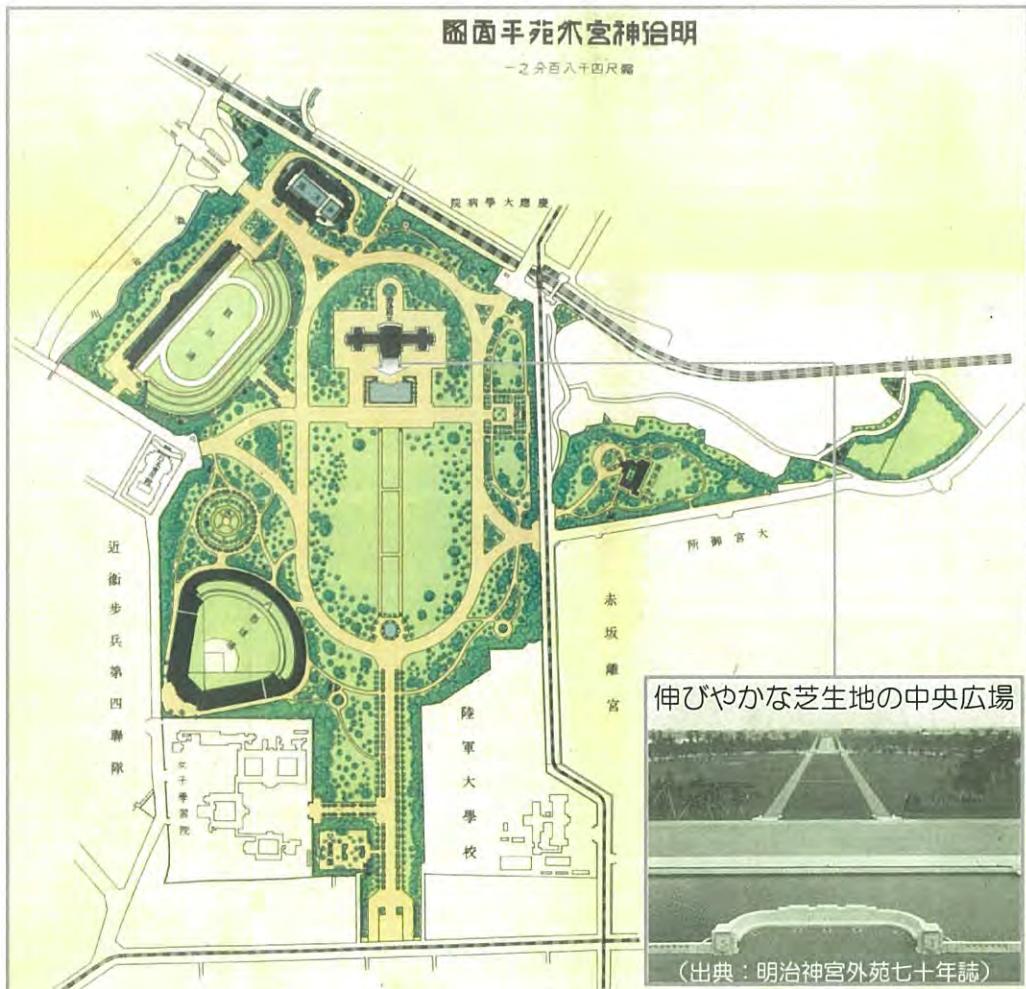
また、神宮外苑は、都心部にあって貴重な、皇居から西側へとつながる大規模な緑の拠点の一つとなっている。

大正15（1926）年に一部が我が国初の風致地区に指定され、昭和21（1946）年には東京復興計画緑地「内環状緑地」が告示され、都心部を取り囲む一連の緑地の一部として位置付けられた。

そして、昭和32（1957）年以降、都市計画公園「明治公園」に位置付けられている。

こうした歴史的経過をたどりながら、聖徳記念絵画館、いちょう並木を中心として、緑豊かな風格ある都市景観が形成されている。

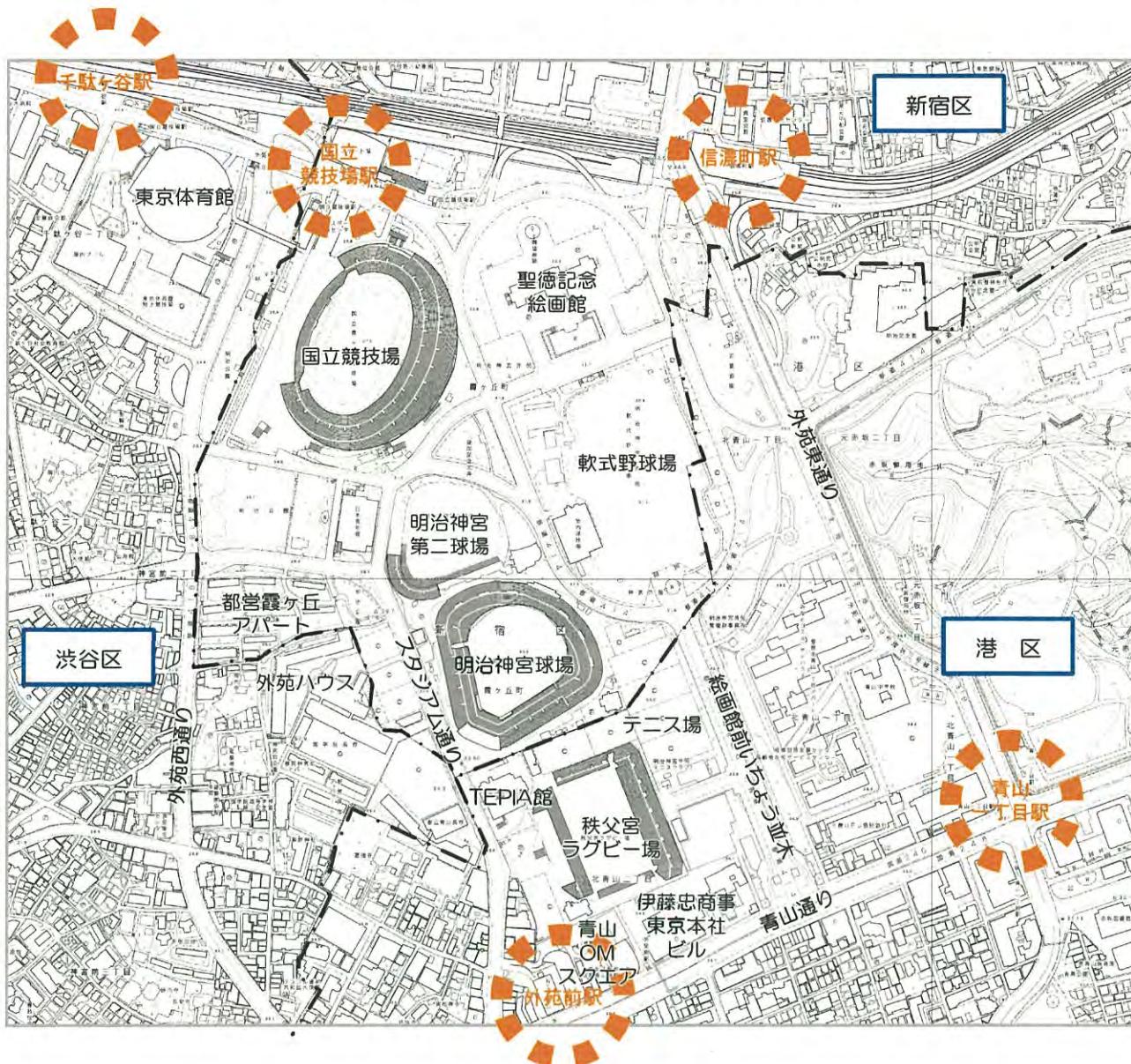
創建時平面図



（出典：明治神宮外苑七十年誌）

（出典：明治神宮外苑志）

～ 再整備前の状況（平成 24（2012）年）～



＜神宮外苑地区の再整備の動き＞

国立競技場が完成から半世紀を経て、老朽化や機能面の劣化が進み、大規模な国際競技大会での活用が困難となる中、平成23（2011）年2月に超党派のラグビーワールドカップ2019日本大会成功議員連盟が行った決議などを契機に、国立競技場の建替え計画がスタートした。

平成23（2011）年7月には、都は、2016年大会に続き、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会招致への立候補を表明し、新国立競技場をメイン会場に位置付けた。

こうした動きを踏まえ、都は、神宮外苑地区を世界に誇れるスポーツクラスターとして整備するため、長期計画に位置付け、地区一帯のまちづくりに取り組むこととした。

そして、平成25（2013）年6月には、都は神宮外苑地区地区計画を決定し、あわせて都市計画公園の変更（公園区域の再編、立体都市公園の導入）を行った。

同年9月には、2020年大会の東京開催が決定し、神宮外苑地区では、大会に向けて、新国立競技場の整備が進められるとともに、競技場等への多くの観客を安全・快適に移動させるための歩行者動線や滞まり空間の確保を目的とした土地区画整理事業、日本スポーツ協会などのスポーツ関連団体の本部機能の集約などが進められている。

また、平成27（2015）年4月には、東京2020大会後を見据え、秩父宮ラグビー場や明治神宮球場等が存する区域（b区域）のまちづくりについて、都と関係権利者とで覚書を締結した。

現在、公園まちづくり制度の活用を想定して検討が進められている。

【神宮外苑地区地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）の概要】

（平成25.6.17決定、平成28.10.3変更、平成29.36.6変更）

＜地区計画の目標＞

- ・ 国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機として、地区内のスポーツ施設等の建替えを促進し、国内外から多くの人が訪れるスポーツ拠点を創造
- ・ 神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を正面に臨む首都東京の象徴となる景観を保全するとともに、神宮外苑地区一帯において、緑豊かな風格ある景観の創出、バリアフリー化された歩行者空間の整備など、成熟した都市・東京の新しい魅力となるまちづくりを推進

＜まちの将来像＞

- 1 大規模スポーツ施設等が集積し、国内外から人々が集うまち
大規模スポーツ施設等を中心としたさまざまな施設の集積地区として、既存施設の更新・周辺 基盤の整備を推進し、集客力が高くにぎわい溢れるスポーツ・文化・交流のまちを形成
- 2 首都東京の顔にふさわしい緑豊かで風格と活力を兼ね備えた魅力的なまち
いちょう並木から絵画館を臨む象徴的なビスタ景を保全するとともに、風格ある景観を維持
鉄道駅周辺や幹線道路沿道では、商業、業務、交流等の都市機能の導入を促進し、国内外から人が集う、東京の顔となる地区にふさわしい風格と活力が共存する魅力あるまちを目指す
- 3 誰もが利用しやすく、安全・安心で快適なまち
立体的な歩行者ネットワークの形成により、歩行者動線のバリアフリー化を推進
広場、主要スポーツ施設等は、都立明治公園と一体となった防災拠点として防災性を強化
樹林地などの緑豊かな自然環境を保全し、安全・安心で快適なまちを形成する

<土地利用の方針>
【A地区】

大規模スポーツ施設、公園、既存施設等の再編・整備を図る区域

【B地区】

明治神宮聖徳記念絵画館、神宮外苑いちょう並木を中心とした緑豊かな風格ある都市景観を保全する地区

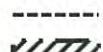
凡 例



地区計画の区域



再開発等促進区の区域



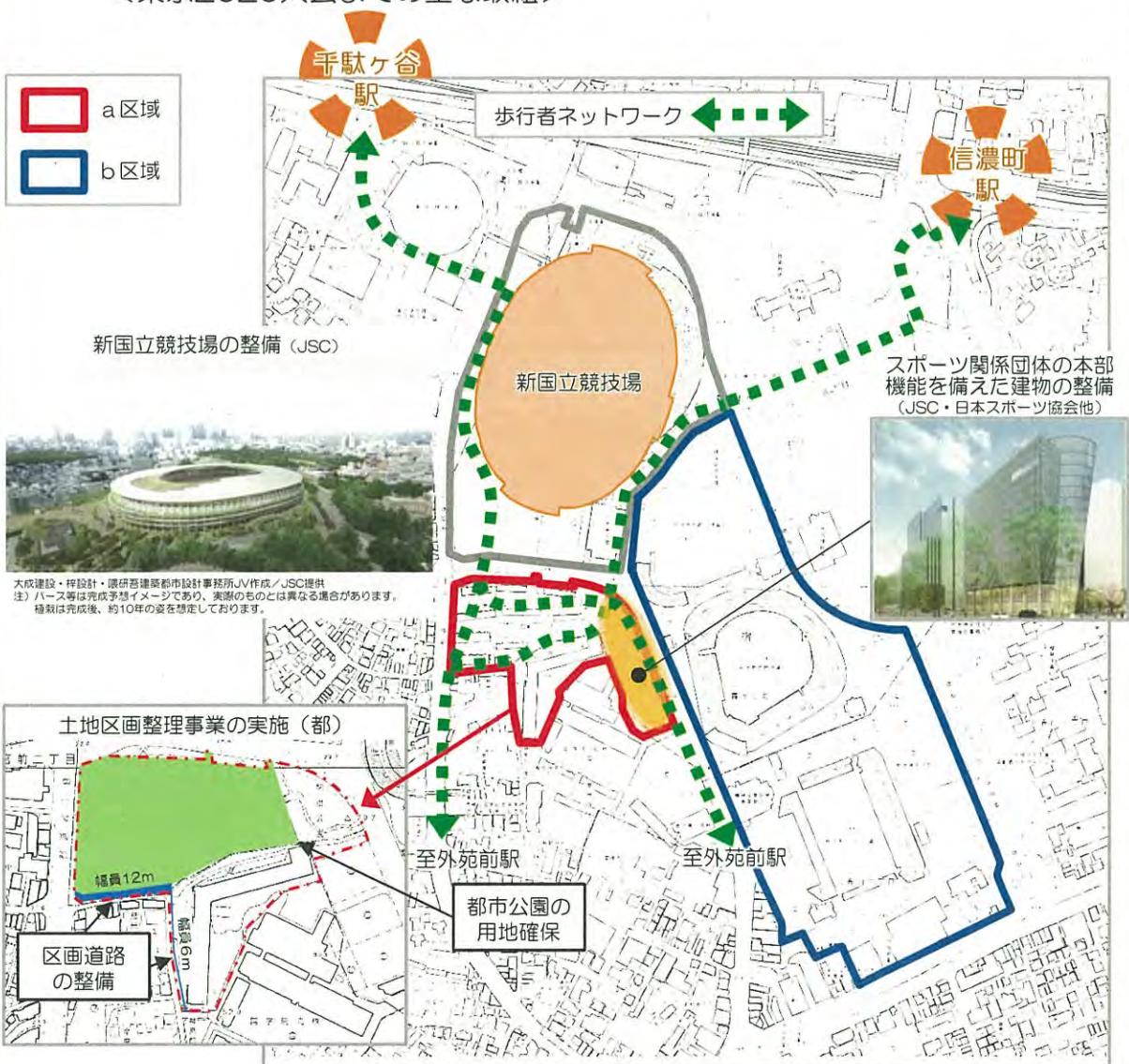
地区整備計画の地区区分境界



地区整備計画の区域



<東京2020大会までの主な取組>

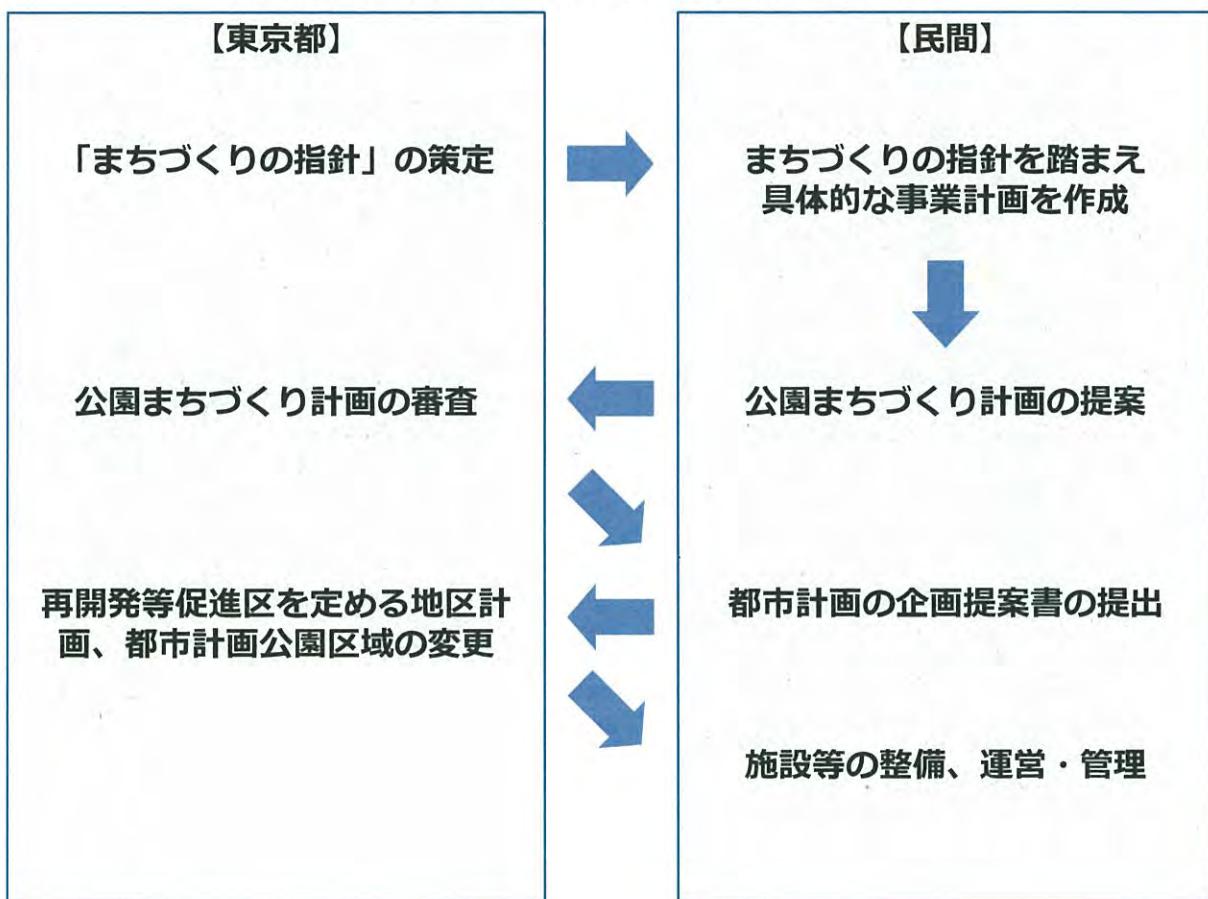


2 指針の目的と位置付け

本指針は、地区計画に定める目標の実現に向けて、東京2020大会後に民間が主体となって進めるまちづくりを適切に誘導するため、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等を示すことを目的として策定する。

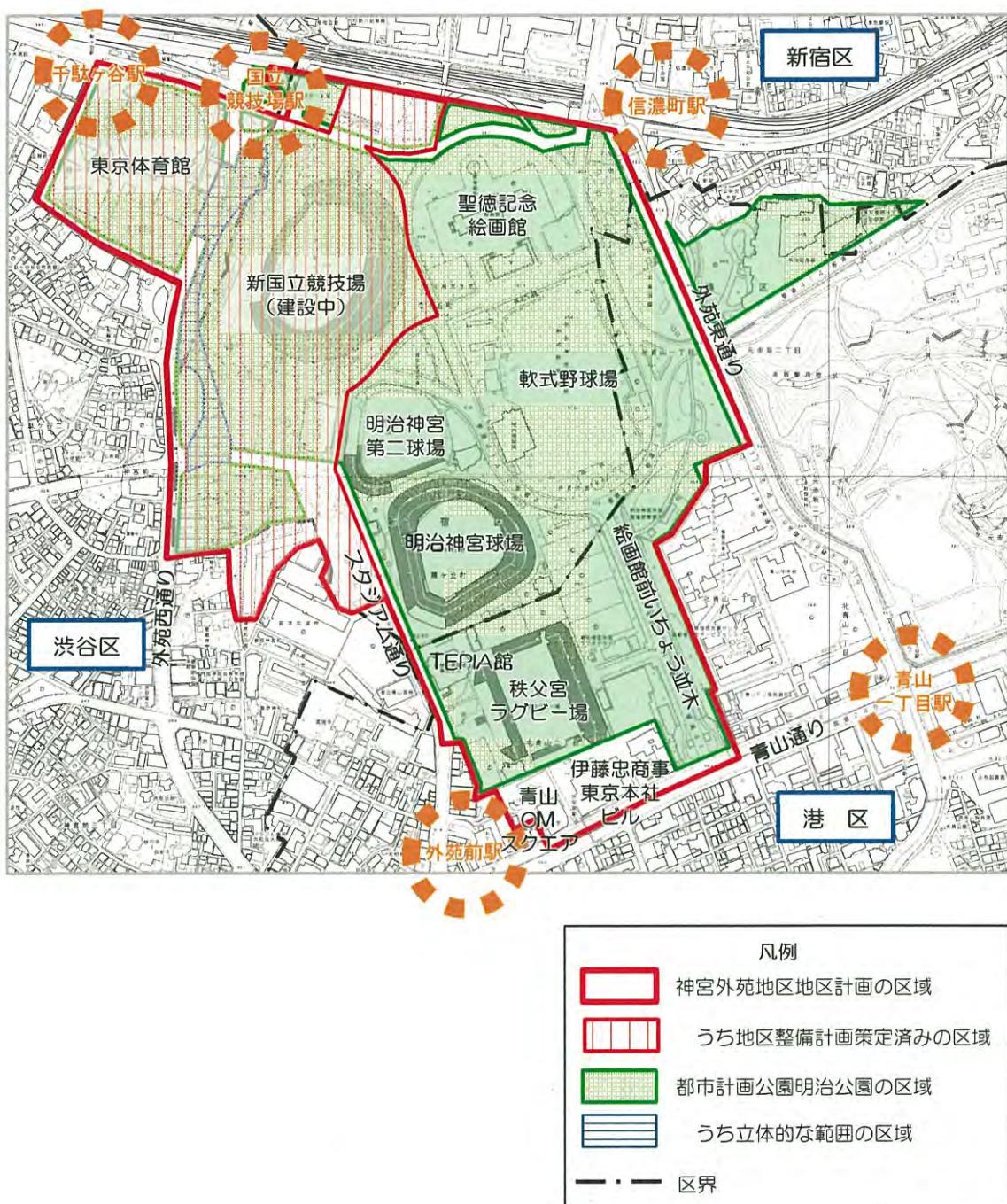
また、民間がまちづくりの具体的な事業計画を作成する際の指針であるとともに、民間から提案される公園まちづくり計画が優良な計画であるかを都が審査・確認するための基準として位置付ける。

公園まちづくり制度を活用したまちづくりのフロー



3 指針の対象区域

本指針は、主として、神宮外苑地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が未策定の区域を対象とする。



第2章 東京2020大会後のまちづくりの方向性

1 地区の現状と位置付け

(1) スポーツ環境・土地利用

<現状>

- 神宮外苑地区は、大規模スポーツ施設をはじめ、テニスコートやクラブハウス、軟式野球場、アイススケート場等のスポーツ環境が整っている。
- 一方、築年数の経過による施設の老朽化や競技・観戦環境の面における陳腐化の進行など、今日的な競技場としての魅力について、課題が顕在化している。
- 現状は、気軽にジョギング等のレクリエーション的スポーツ等を楽しめる空間が不足している。
- スポーツ以外の機能として、スタジアム通り沿いには、宿泊・文化・交流機能が、国立競技駅に近接して宿泊機能が整備・計画されている。
- いちょう並木沿いには、昭和63（1988）年の開店当時から人気のオープンテラスのあるレストランやカフェがぎわいと憩いの空間を創出している。
- 青山通り沿いには、ファッショントレード、アート、グルメ、生活など、最先端の多様な文化を発信する店舗や事務所が集積している。
- 一方、大規模スポーツ施設等に多くの人々が訪れる地区としては、来訪者が滞在時間を使える機能が不足している状況にある。



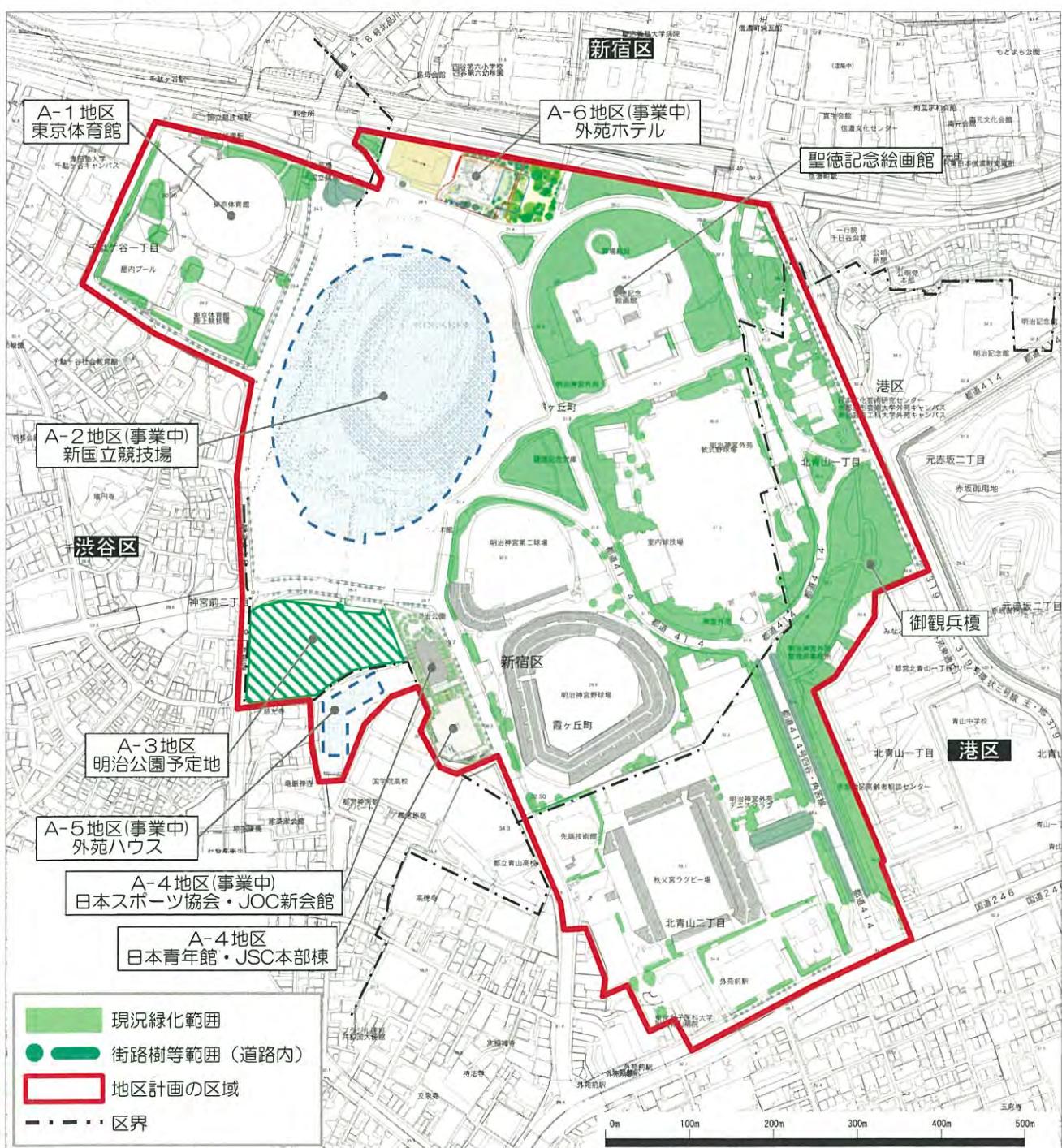
＜上位計画における位置付け＞

- ・ 東京都スポーツ推進総合計画（平成30（2018）年3月策定）では、「都内に4つあるスポーツクラスターをレガシーとして将来に遺していくためには、スポーツの拠点としてだけでなく、周辺施設との連携を図りながら、都民に末永く親しまれる地域の中核施設として活用していくことが重要である」とし、神宮外苑地区について、「新国立競技場（オリンピックスタジアム）や東京体育館があり、その他の大規模施設の連鎖的な建て替えや青山通り沿道等の土地の高度利用を促進し、魅力ある複合市街地の形成を通じて、地区一帯でにぎわいと風格を兼ね備えた世界に誇れるスポーツの拠点を目指していく。」としている。
- ・ 港区まちづくりマスタートップラン（平成29（2017）年3月策定）では、「国立競技場の建替えを契機に、緑豊かな風格ある景観との調和を図りつつ、商業、業務機能を導入するとともに、風格と活力が共存するにぎわいあふれるスポーツ、文化、交流の拠点を形成する。」とされている。
- ・ 新宿区まちづくり戦略プラン（平成29（2017）年12月策定）では、神宮外苑地区について、「スポーツクラスターとして新国立競技場及び関連施設の整備を促進するとともに、国立競技場駅及び駅周辺の都市機能の充実や賑わいを創出する。」とされている。

(2) みどりとオープンスペース

<現状>

- ・地区の北東側では、聖徳記念絵画館や御観兵櫓周辺のまとまりのある緑が新宿御苑や赤坂御用地等の周辺と厚みのある緑のネットワークを形成している。
- ・植栽樹種は、創建時の計画や時代背景が反映されている。
- ・一方、b区域側は、占有面積の大きな大規模スポーツ施設が集積しており、スポーツ施設の人溜まり空間や駐車場等に利用されている箇所等、部分的に緑化の少ないところがあるなど、緑やオープンスペースが少なくなっている。
- ・生長した樹林地等の視覚的に楽しめる緑に対し、散策したり佇んだりするなど、立ち入ることのできる植栽空間や緑に親しめる空間が少ない。
- ・使用目的の限定された空間が多く、憩いやレクリエーションなど、様々な目的で利用できる空間が不足している。



地区計画区域内の現況緑化図

(航空写真 (H28 (2016).12撮影) より、高木及び樹林の概ねの範囲をプロット)

<上位計画における位置付け>

- ・ 港区景観計画（平成27（2015）年12月策定）では、神宮外苑銀杏並木景観形成特別地区を定め、「景観資源、大規模な緑の拠点を生かす連続性ある緑・オープンスペースの創出」、「並木の公園として、ゆったりとくつろぎ、心地よく歩ける空間の創出」等を図るとされている。
- ・ 新宿区みどりの基本計画（平成30（2018）年3月策定）では、みどりの骨格の形成として、「外濠周辺、新宿御苑周辺と明治神宮外苑周辺の大規模公園を核とした散歩道と沿道緑化」、「明治神宮外苑地区を背景とした、みどりの潤いと賑わいが調和したまちづくり」を進めるとされている。
- ・ 都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町：平成23（2011）年12月改定）では、都心部等における、事業化が進まない都市計画公園・緑地の区域では、公園等の未整備状態が続くとともに、都市計画制限により市街化の更新も進んでいない状況を開拓するため、都市開発ポテンシャルの高いセンター・コア・エリア内の未供用区域を対象に、民間都市開発の機運を捉えた、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる新たな仕組みを創設し、行政が、地元と連携してまちづくりの方針を定めた後、未供用区域の一定規模以上を地区施設等の緑地として担保することを条件に、都市計画公園・緑地を変更し、民間都市開発と連携したまちづくりの中で緑地を創設していくこととしている。

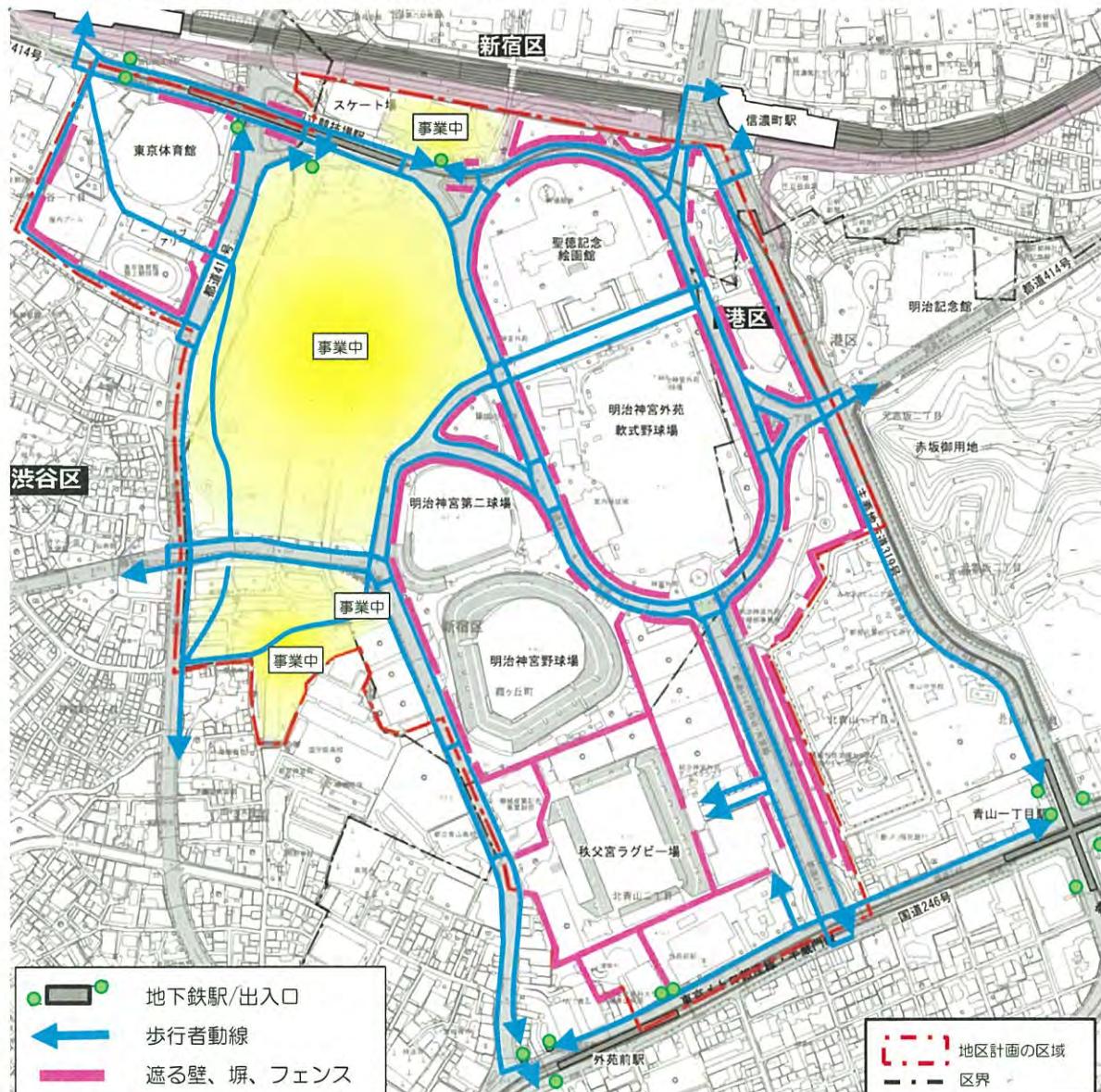


- ・ 都市づくりのグランドデザイン（東京都：平成29（2017）年9月策定）では、「あらゆる場所に新たな緑を創出し、快適な都市空間を形成する」ための以下の取組が掲げられている。
 - ⇒ 都市公園等の整備を進めるとともに、公園周辺の開発に際し公園側の緑化を促すなど、公共空間と民有空間とが一体となった緑を創出
 - ⇒ 都市公園等と周辺まちづくりが連携して、その地域のにぎわいや回遊性、緑の連続性、防災機能の向上を図ることで、地域の価値を向上
 - ⇒ 都市公園等の成り立ちや利用状況に加え、歴史、自然などの地域資源を踏まえ、個性・特性を生かした活用を推進
 - ⇒ 公園まちづくり制度の活用を進め、開発に併せて公園的空間や緑地の整備を誘導
 - ⇒ 開発の機会を捉え、その地域の持つ歴史やかつての風景を意識しながら、新たな緑の創出

(3) 交通ネットワーク

<現状>

- 公園区域内に車道が多く、各施設の敷地間にフェンスや塀等が設けられたり、駐車場等に利用されているため、歩行者が自由に移動・散策が可能な空間が少ない。
- 外苑前駅の出入口付近などの地下鉄駅周辺やスタジアム通りは、大規模スポーツ施設におけるイベントの開催時や雨天時などにおいて、歩行空間の不足により混雑している。
- 整備時期が古い施設が多く、地下鉄駅や施設間のバリアフリー経路が連続的に確保されていないなど、更なるバリアフリー対応が必要な状況にある。



<上位計画における位置付け>

- 神宮外苑地区地区計画（平成25（2013）年6月決定）では、いちはう並木の沿道が主要な公共施設である「緑道」に位置付けられ、スタジアム通りと青山通り沿いに、構想線として「歩道状空地等」が設定されている。
- 青山通り周辺地区まちづくりガイドライン（平成27（2015）年10月策定）では、「周辺を含めた歩行者ネットワークを充実させて、スポーツ・文化・交流の魅力に富んだまちを形成する。」とされ、スタジアム通りの歩道の拡幅や歩道状空地の確保、地下鉄駅周辺における駅の出入り口改良やバリアフリー化、自転車等駐車場の設置、自転車走行空間の整備、自転車シェアリングの導入等が掲げられている。
- 新宿区まちづくり戦略プラン（平成29（2017）年12月策定）では、「駅のバリアフリー化と明治神宮外苑までのバリアフリー動線の改良」等を図るとされている。

(4) 歴史・文化資源

<現状>

- ・ 神宮外苑は、「文化芸術の普及の拠点として、緑地や文化・スポーツ施設の提供」が創建の趣旨の一つであり、これに基づき、地域の歴史・文化資源でもある明治神宮聖徳記念絵画館が造営され、神宮外苑のシンボルともいえる存在となっている。
- ・ 4列の並列して植栽されたいちょう並木は、四季を通じて多くの人々に親しまれるとともに、絵画館を正面に望む景観は、首都東京の象徴的なビスタ景となっている。
- ・ いちょう並木で創出される緑陰空間でも、四季を通じて多くの人々が印象的な空間を楽しんでいる。
- ・ 一方、四季折々の神宮外苑いちょう並木の魅力を楽しめる憩いの空間や機会が不足している。



象徴的ないちょう並木4列のビスタ景



並木2列の印象的な緑陰空間

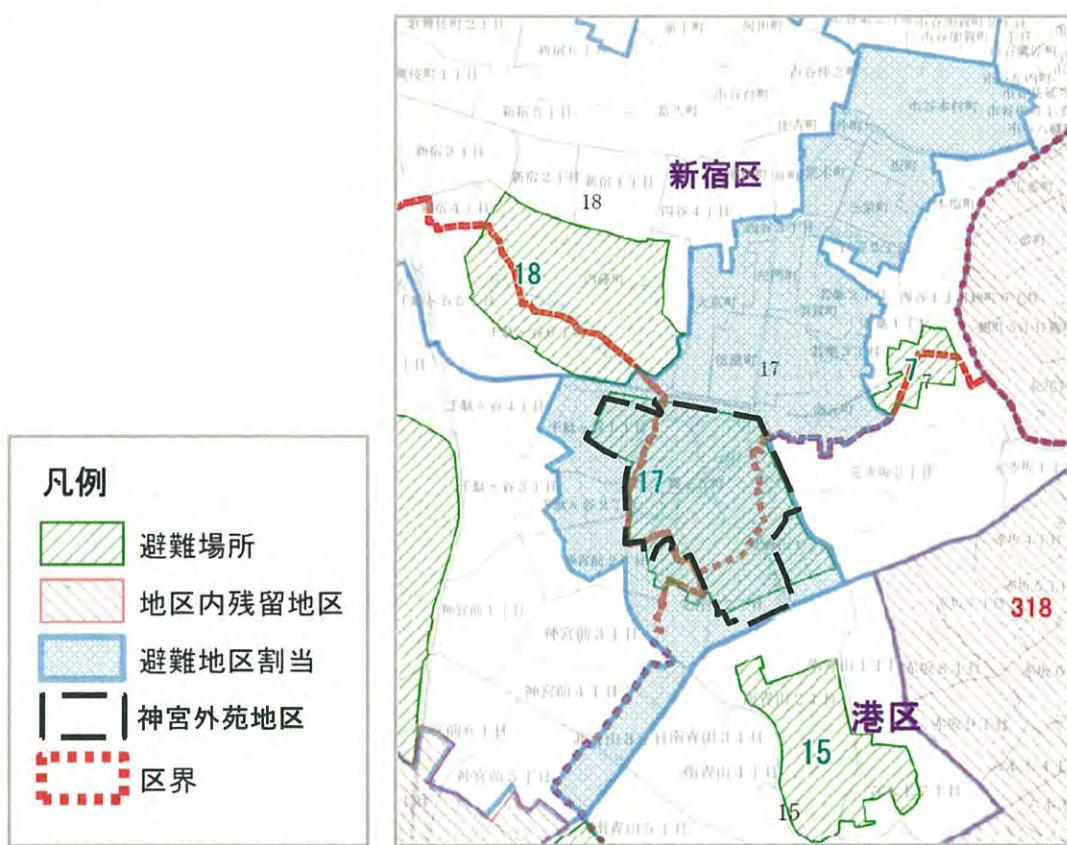
<上位計画における位置付け>

- ・ 港区景観計画（平成27（2015）年12月策定）では、「絵画館の風格を際立たせる銀杏並木の眺望景観の保全」、「銀杏並木のゲートとしての風格を備えた交差点を演出、調和した色彩による四季の彩りを生かした街並みの創出」、「銀杏並木の高さに配慮した建築物の高さの誘導による、風格ある並木のスカイラインの育成」が掲げられている。
- ・ 新宿区景観形成ガイドライン（平成27（2015）年3月改定）では、「絵画館を中心とする広場からの広大な眺めを将来に渡って継承する。」とされている。
- ・ 東京都景観計画（平成30（2018）年8月改定）では、我が国の近代化の過程で、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物を中心とした眺望が保全されるよう、当該建築物の周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とする指針が定められ、聖徳記念絵画館は、保全対象建築物に指定されている。
- ・ また、神宮外苑地区は、絵画館と国会議事堂の眺望を保全する景観誘導区域に一部含まれている。

(5) 防災

<現状・上位計画における位置付け>

- 明治神宮外苑地区は、近接地も含め広域避難場所として指定されている。
- 明治神宮外苑軟式野球場は、都が指定する災害拠点病院（慶應義塾大学病院）から概ね5km以内の陸路地点に指定する、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場及び災害時臨時離着陸場の候補地となっている。
- 神宮外苑地区周辺には、特定緊急輸送道路として、首都高速4号新宿線と国道246号線（青山通り）が、緊急輸送道路として、外苑西通りと外苑東通りが位置付けられている。
- 神宮外苑地区は、災害時に都心部から国道246号線を利用して、周辺住宅地へ帰宅する途上に位置している。
- 老朽化した大規模なスポーツ施設をはじめ、地区内のスポーツ施設やその他の施設の防災性及び避難場所としての機能の維持・向上とともにアクセス性の向上が望まれている。



2 まちづくりの目標

神宮外苑地区は、大正15（1926）年の明治神宮外苑の創建以来、4列のいちょう並木から絵画館を臨む象徴的で風格のある景観や、昭和39（1964）年の東京オリンピックの記憶などとともに、国民に開かれた緑とスポーツの拠点としての歴史を積み重ねている。

国立競技場の建替えを契機として、今後も連続的に進められるまちづくりにおいても、この緑とスポーツの両面において培われてきた歴史を尊重するとともに、それを他地区にない個性として活用することが重要である。

また、スポーツ拠点として発展してきた神宮外苑の歴史・文化に、多くの人々が触れる機会をつくることで、歴史を継承するとともに、新たな文化として発展させていくべきであり、そのためには、多様な人々を惹きつける魅力的なまちとすることが必要である。

東京2020大会に向けて先行するまちづくりとも連携し、神宮外苑地区を「にぎわい溢れる緑豊かなスポーツの拠点」として、さらに発展させていくため、目指すべき将来像として、以下の3つの拠点性を備えたまちの実現を図ることを、まちづくりの目標とする。

将来像 1 高揚感のあるスポーツとアクティビティの拠点

将来像 2 歴史ある個性をいかした多様なみどりと交流の拠点

将来像 3 地域特性をいかした魅力的な文化とにぎわいの拠点

将来像 1 高揚感のあるスポーツとアクティビティの拠点

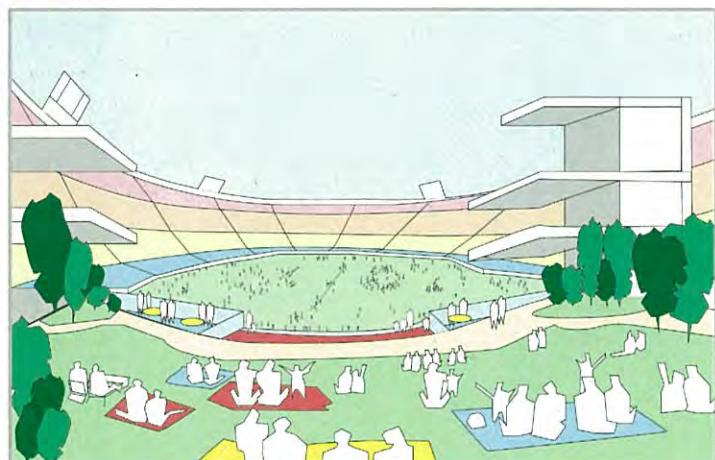
- ◆ 競技者・来訪者にとって魅力的で、試合のない日でも人を呼ぶことができ、地区のまちづくりの中核を担えるような施設が整備されている
- ◆ 身近なスポーツやレクリエーション、交流など多様な目的に利用できる大小の広場空間が確保されている

«将来イメージ»



- 大広場では、普段から人々が、ひとりでも、グループでも、誰とでも、自由に憩い、遊ぶ空間として楽しみ、神宮外苑地区でのビッグイベント時には、大広場でパブリック・ビューイングが行われ、会場内外を通して臨場感溢れる空間として、多くの人たちがスポーツの高揚感を共有し、楽しんでいる。
- 広場と施設が一体的に利用され、季節を感じられる多目的なイベント（フードイベント、ピアガーデンなど）が定期的に開催され、四季折々のにぎわいやアクティビティが生まれている。
- 地区内の関係者が連携し、広場等を活用して、スポーツ文化の発信・育成に資するイベントが行われている。

- 新たに整備される大規模スポーツ施設は、世界的な先進事例がそうであるように、スポーツの環境として優れているだけでなく、試合やイベントのない時も人々が訪れ、憩い、交流できる多様な魅力を備えた施設となっている。



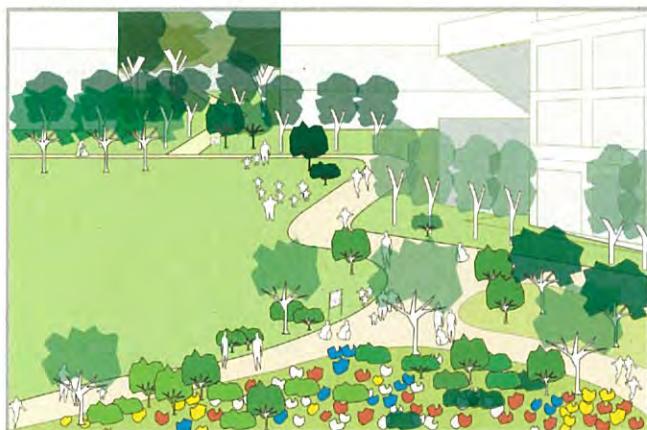
- 競技場へ向かう途中、デッキ上からは、広場でのイベントやにぎわいを感じ、「あそこにも行ってみよう！」と新たな目的地ができた人々が回遊を楽しんでいる。
- デッキと大広場をつなぐ階段から、大広場でのイベントを観て声援を送っている。
- 広場からデッキ上のスポーツ観戦で盛り上がった人々の波を観て、スポーツ観戦への好奇心がわいていている。
- 高低差等を活用した広場空間では、見る見られるの関係が楽しさを一層盛り上げている。



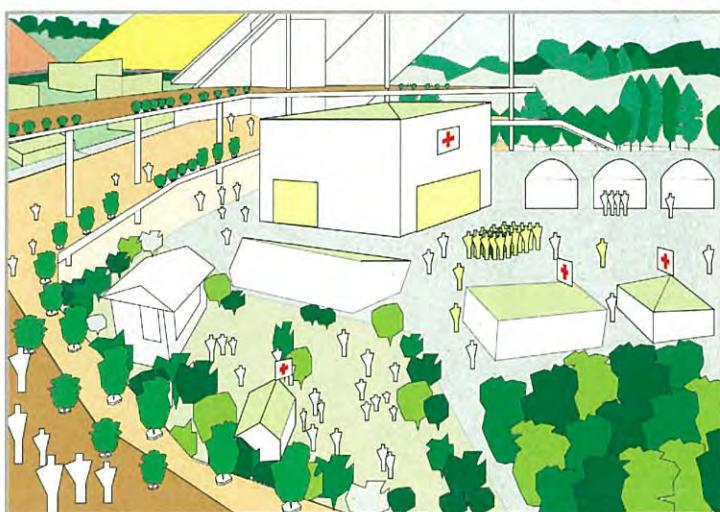
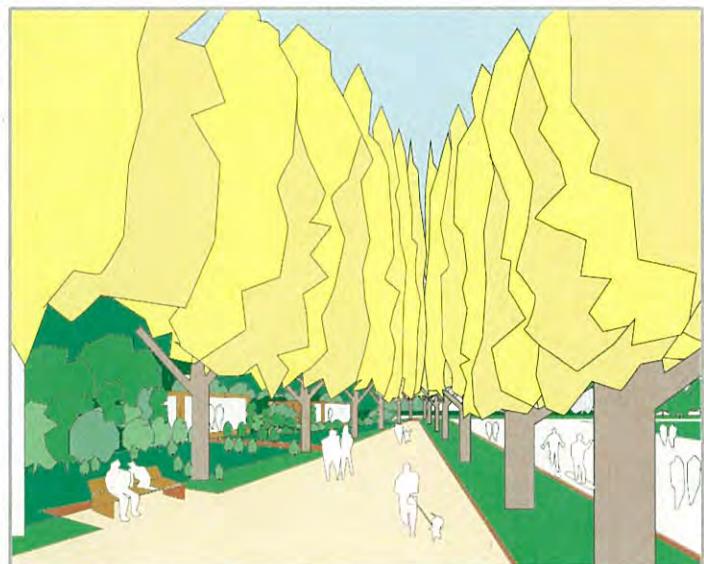
将来像 2 歴史ある個性をいかした多様なみどりと交流の拠点

- ◆ 広場や歩行者空間とみどりとが連携し、自然に親しみ、憩い、集える、多様な交流空間が確保されている
- ◆ 聖徳記念絵画館・いちょう並木などの歴史・文化資源や大規模スポーツ施設群など、地域の個性・特色をいかした景観が形成されている
- ◆ 周辺のまちも含めて多くの来訪者を集める地区の広域避難場所として、災害時に避難・滞留できる空間・機能が確保されている

«将来イメージ»



- 大規模スポーツ施設をはじめとした各施設の間のバリアフリーに配慮された歩行者通路では、歩行者や車いす利用者等が分かりやすい統一されたサインにより、円滑かつ自由に移動している。
- 歴史的な緑と新たな緑がメリハリのある多様な緑空間を生み出し、自然と親しみながら、憩い、佇める場となっている。
- 施設間を縫うように整備された散策路では、散策だけではなく、ジョギングなどを楽しむこともできる。



- 災害時には、大広場が避難・滞留の拠点となり、その他の広場空間や各施設でも、エリアマネジメント団体等が帰宅困難者や地域の人々の対応に取り組んでいる。

将来像 3 地域特性をいかした魅力的な文化とにぎわいの拠点

- ◆ スポーツ施設と相互に関連し合い、魅力を向上させる文化・交流・商業等のにぎわい機能が導入されている
- ◆ 青山通りやスタジアム通りの沿道の魅力や都心立地等の特性をいかした機能の導入とともに、地区全体でにぎわいや憩いなどの多様な魅力が連携する空間が形成されている
- ◆ 観客や来訪者が安全・円滑・快適に移動できる歩行者空間や、鉄道駅からの質の高い導入空間が確保されている

«将来イメージ»



- ・ デッキ上や広場では、イベントや身近なスポーツ等が行われ、相互の見る見られるの関係の中で、誰もが楽しみ、スポーツに親しむ環境を感じている。
- ・ 大規模スポーツ施設の周囲には、スポーツ関連ショップ群やスポーツミュージアムなどが整備され、スポーツの歴史を学ぶなど、文化的な交流によるにぎわいの空間ができている。
- ・ 広場的空間では、周辺施設と連携したミニイベントなどが繰り広げられ、子供から大人まで、憩い、遊び、交流できる、楽しい雰囲気を醸し出している。



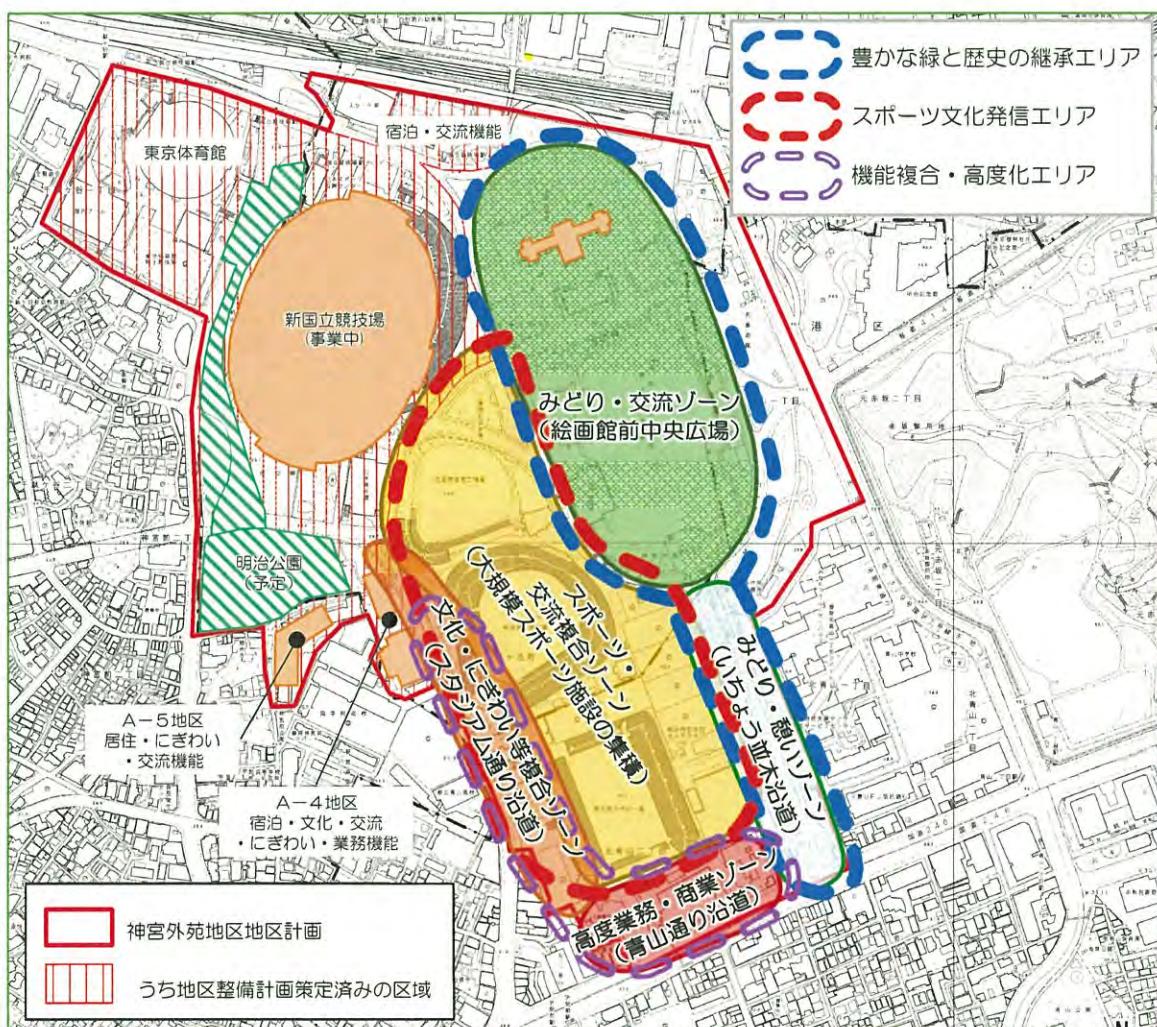
- ・ スタジアム通りでは、多くの来街者が行き交い、沿道のショップや様々なイベント情報により、地区内に引き込まれている。
- ・ 青山通り沿いでは、業務・商業・交流等の多様な機能が集積し、人々が魅力的なにぎわいを楽しんでいる。

3 まちづくりの誘導方針

まちづくりの目標を実現するために、以下の7つの視点から誘導方針を示す

(1) 土地利用の方針

- ・ まちづくりの目標を踏まえ、大きく3つのエリア特性区分を設定し、まちづくりを誘導していく
 - ① 歴史と風格を継承しつつ、メリハリのある豊かな緑と調和した空間整備を図る「豊かな緑と歴史の継承エリア」
 - ② 大規模スポーツ施設と周辺の広場・施設が一体となってスポーツ文化の発信を図る「スポーツ文化発信エリア」
 - ③ 青山通り・スタジアム通り沿道の特性に応じた、機能の複合・高度化を図る「機能複合・高度化エリア」
- ・ これらのエリア特性区分をベースとしながら、5つのゾーンを設定し、必要な機能を導入（ゾーンの境界部は、バッファー的な空間形成に配慮する）
- ・ 神宮外苑地区の歴史や文化の継承・風致等の質的向上を図るために、建築物等の高さや規模は、ゾーンに見合ったものとする



エリア特性区分・ゾーンイメージ図

エリア特性区分	ゾーン	導入機能等の方針
豊かな緑と歴史の継承エリア	みどり・交流ゾーン (絵画館前中央広場)	<ul style="list-style-type: none"> 創建趣旨を継承し、オープンな中央広場を中心としたメリハリのある緑の空間整備と場所の特性をいかす機能が配置された土地利用(ビスタ景観や風致の保全・明るい園地を濃い緑で取り囲む植栽パターン) 建築物の高さについては、15m以下とする
	みどり・憩いゾーン (いちょう並木沿道)	<ul style="list-style-type: none"> 現在のみどりを中心とした憩いの空間の雰囲気を継承した沿道利用 いちょう並木の眺望景観や風致を保全しつつ、沿道環境(緑陰・歩行者空間)をいかした安らぎと憩いの土地利用 いちょう並木沿道の建築物の高さについては、いちょう並木の高さ以下とする
スポーツ文化発信エリア	スポーツ・交流複合ゾーン (大規模スポーツ施設の集積)	<ul style="list-style-type: none"> 広場的空間の創出と大規模スポーツ施設の再編・更新を一体的に行い、いつでも、誰でもが様々な目的(憩・遊・学など)で利用できるオープンな地区の中心となるエリアを形成 広場等の周辺では、広がりのある景観形成を図る観点から、建築物の高さを計画する みどりに関わるゾーンとのつながりにも配慮し、つなぎを強化する空間を設定し、樹木等のみどりとの調和にも配慮するとともに、突出しない建築物の高さとする
機能複合・高度化エリア	文化・にぎわい等複合ゾーン (スタジアム通り沿道)	<ul style="list-style-type: none"> 高度利用を図りながら、スタジアム通り沿道で周辺と一体となって常ににぎわいを創出し、沿道から地区内に人を引き込む多様な機能の導入を図るとともに、複合市街地を形成 スポーツ・交流複合ゾーンの広場的空間と一体となったにぎわいと緑の憩いの空間を創出 沿道の南側では青山通り沿道と、北側では既決定の地区整備計画に定められた建築物の高さとの調和に配慮する
	高度業務・商業ゾーン (青山通り沿道)	<ul style="list-style-type: none"> 青山通り沿道の高度利用化により、拠点性強化と業務・商業・交流等の機能の高度化を図り、青山通りにふさわしい気品と魅力ある複合市街地を形成 現在の沿道建築物等との高さの調和に配慮する

すでに地区整備計画が定められている地区的土地利用に関する基本方針(概要)

A-4地区	スポーツ関連施設等の集約的整備、スタジアム通り沿道のにぎわいを創出する宿泊、文化、交流、業務等の機能導入、バリアフリーや周辺と一体的な広場・緑道等の整備
A-5地区	バリアフリーや周辺と一体的な広場・緑道等の整備、居住機能の更新を通じた、にぎわい・交流機能の導入

(2) スポーツ環境の方針

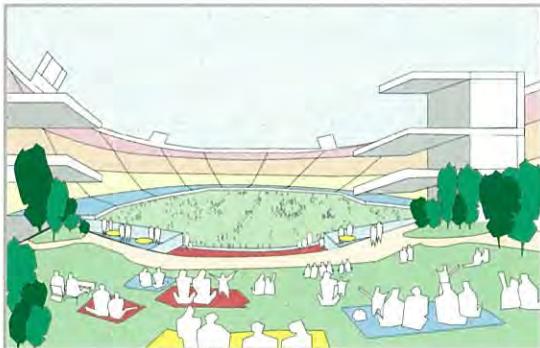
魅力的な大規模スポーツ施設の集積と誰もがスポーツに親しめる環境を備えたスポーツ拠点の形成に向けて、以下の方針に基づきスポーツ環境の形成を図る。

<開かれたスポーツ環境の整備>

- ・競技等の継続に配慮した大規模スポーツ施設の連鎖的な建替え、競技環境としても観戦環境としても世界に誇れる水準にある施設として更新
- ・都心に立地する地区特性をいかし、まちに開かれた施設とともに、日常的に人々を惹きつける魅力的なにぎわい機能等の導入（機能複合化の推進）
- ・大規模スポーツ施設相互の連携や大規模スポーツ施設と広場空間との連携
- ・地区来訪者が、身近なスポーツやレクリエーションを楽しめ、憩いや交流、イベントなど、多目的に利用可能な誰もがスポーツに親しめる環境・広場空間を整備

<スポーツ文化の発信・継承>

- ・これまで日本の近代スポーツの黎明期から、スポーツの発展の歴史を積み重ねてきた、**本地区のスポーツ文化の歴史や魅力**を伝える場を**整備提供する**。
- ・施設や広場等を一体的に計画・活用し、スポーツなどのイベントの拠点として運営することで、人々に広く親しまれる地区とする。



大規模スポーツ施設と広場とが
一体となった開かれた空間構成



スポーツ施設内の広い芝生空間での
フィットネスイベント

(出典：港区HP)

(3) みどりとオープンスペースの方針

緑の拠点の位置付け等を踏まえ、以下の方針に基づき、緑の充実とオープンスペースの形成を図る。

<まとまりのあるみどりの維持・保全>

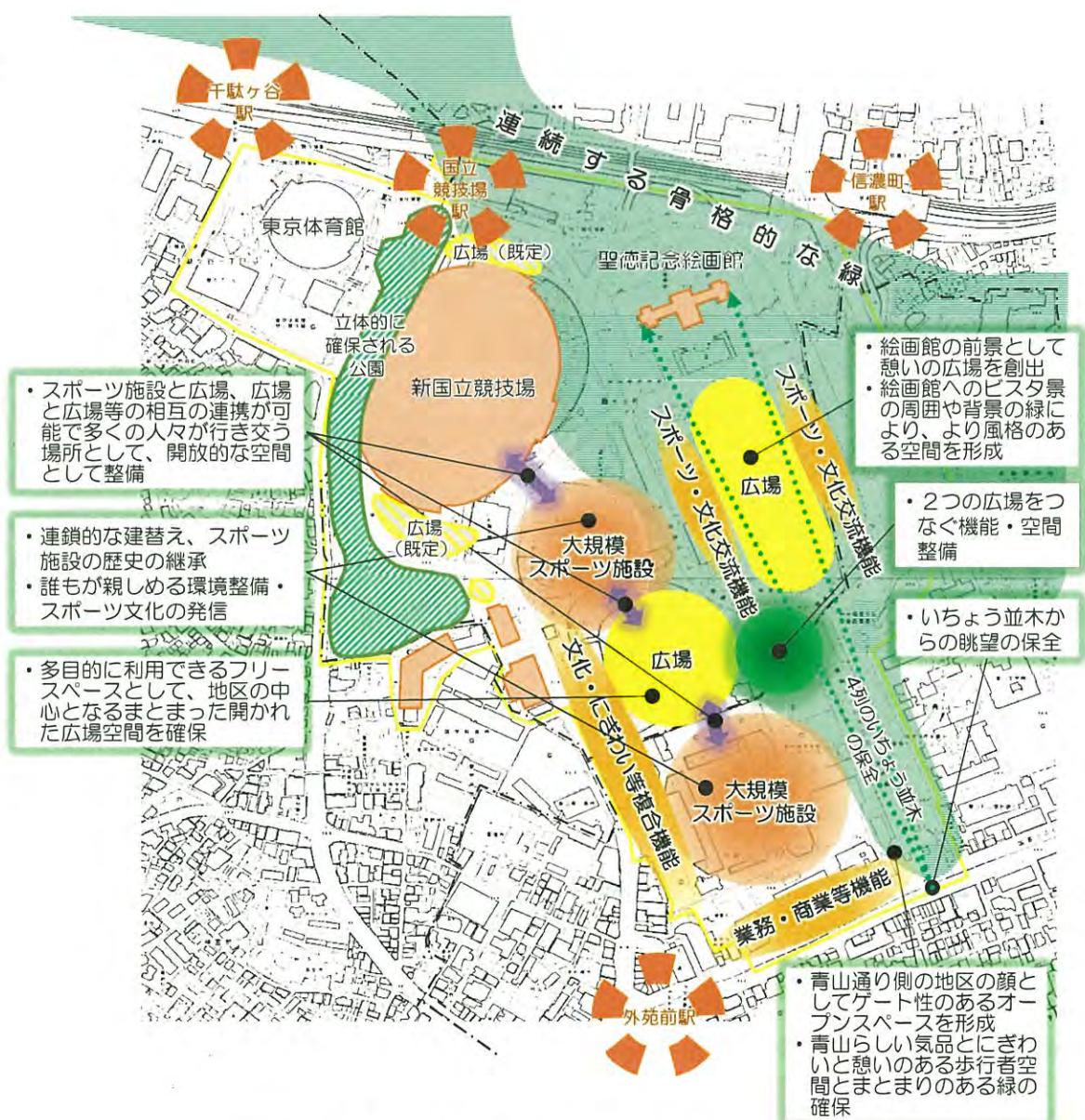
- ・新宿御苑公園から赤坂御用地へと連続する骨格的なまとまりのある緑の維持・強化
- ・絵画館を臨む4列のいちょう並木の保全

<多種多様な活動を促す開放的な広場空間の整備>

- ・絵画館の前景として、ビスタ景を踏まえた憩いの広場とスポーツ・文化交流施設機能を一体的に整備
- ・スポーツ・交流複合ゾーンでは、多目的に使えるフリースペースとして、地区の中心となるまとまった広場空間を確保
- ・みどり・交流ゾーンとスポーツ・交流複合ゾーンの2つの広場の間の空間は、**地区の中でも、みどりや景観、歩行者ネットワークの観点からも「つなぎスポット」として、重要な位置となっているため、みどり・憩いゾーンも含めた結節点として、地区の外部空間の中でも多くの人が行き交う場所であることに鑑み、つなぎ空間に資する機能を整備するとともに、開放的な空間として整備**
- ・夜間も安心・安全に通行可能な環境の確保に配慮した機能配置

＜地区特性に応じたメリハリのある多様な緑化の推進＞

- ・「豊かな緑と歴史の継承エリア」及び「スポーツ文化発信エリア」では、みどりの充実を図るとともに、両エリアの連続性を高め、地区として一体感のあるみどりの景観形成と質・量ともに優れたみどりを整備
- ・道路沿いやオープンスペースへの高木の植栽により、印象的な並木の環境を創出・充実
- ・スポーツ施設の周辺には人溜まり空間の確保に配慮した広場状のオープンスペースを配置するとともに、芝生や高木等により、歩行者動線とも連携した緑化
- ・緑地等として整備されるテッキ等は、イベント時の大量の歩行者流動をさばくだけではなく、イベントのない時には、憩い、滞在できる有効な空間として整備
- ・建物の壁面や屋上、テッキ上等への立体的な緑化
- ・歩行者動線やジョギングコースへの緑陰空間の形成など、スポーツ環境への配慮
- ・憩い・安らぐ場所としての緑陰空間を創出
- ・生物多様性や外苑の歴史、四季の彩りに配慮したを踏まえた樹種をの植栽
- ・従来よりも緑量を増加



スポーツ環境及びみどりとオープンスペースの方針図